三重県中学校体育連盟規約

名称及び事務所 第一章

- 第 1 条 本連盟は三重県中学校体育連盟と称する。
- 第 2 条 本連盟の事務所を理事長勤務の学校におく。

第二章 目 的

第 3 条 本連盟は、中学校等における学校体育の健全な発達と高潔なスポーツマンシップの高揚を図 り、相互の親睦を期する事をもって目的とする。

組 第三章 織

- 第 4 条 本連盟は、三重県内の中学校等をもって組織し、県内に支部をおく。 支部は、桑員、三泗、鈴亀、津、松阪多気、伊勢度会、鳥羽志摩、伊賀、尾北、熊南の10 とし、詳細は別に定める。
- 第 5 条 本連盟に下記の部門を置き、運営細則は別に定める。

 - 総務部
 専門部
 研究部

第四章 業

- 第 6 条 本連盟は、第3条の目的達成のために次の事業を行う。
 - ① 中学校等体育に関する審議会の開催
 - ② 中学校等生徒の各種体育大会の開催
 - ③ 中学校等体育に関する研究の推進
 - ④ その他本連盟の目的達成に必要な事業

第五章 役 員

第7条 本連盟に次の役員を置く。

会 長 1名 副会長 3~4名 支部長 各支部より1名

理事長 1名 常務理事 3名 評議員 若干名

理事 10名 監事 2名 専門部長 1名

これに定める他、副理事長、顧問を置くことができる。

- 第8条 会長及び副会長の1名は、本県校長会において推挙され、役員総会において決定する。副会長 の2~3名は支部長の互選とする。会長は、本連盟を代表し、これを統括する。副会長は、会 長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 第 9 条 支部長は、各支部1名ずつとし、支部を代表して支部長会を組織する。
- 第10条 理事長は、理事の互選により選出し、会務処理の責任に当たる。ただし、前年度理事会・役員 総会において決定するものとする。副理事長は、理事の互選により選出し、理事長を補佐し、 理事長に事故あるときはその職務を代行する。
- 第11条 理事は、各支部1名ずつとする。ただし、理事長選出の支部からは、別に理事を選出する。 理事は理事会を組織し、会務を掌握する。
- 第12条 評議員は、各支部1名ずつとする。また支部長がこれを兼ねることができる。 評議員は評議員会を組織する。

- 第13条 常務理事は理事長が推挙し、評議員会の承認により決定するものとする。常務理事のうち2名 は本連盟の庶務全般に当たり、他の1名は会計事務を執行する。
- 第14条 監事は評議員会において選出する。監事は、会計の監査にあたる。
- 第15条 顧問は評議員会において推挙する。顧問は重要な事項に関し会長の諮問に応ずる。
- 第16条 専門部長は専門委員長の互選により選出し、専門部を代表して理事を兼ねる。
- 第17条 研究部長は研究部員の互選により選出し、研究部を代表して理事を兼ねる。
- 第18条 役員の任期は1ケ年とし再任を妨げない。補員選挙、または増員によって就任した役員の任期 は前任者、または他の役員の残任期間とする。役員は任期が満了しても後任者が就任するまで はその職務を行うものとする。

第六章 会 議

- 第19条 本連盟の会議は、役員総会・支部長会・評議員会・理事会・研究部会・専門委員会及び専門委員長会とし、必要に応じて会長が招集する。
- 第20条 役員総会は、会長・副会長・支部長・評議員・理事をもって構成し、次の事項を審議決定する。
 - ① 予算および決算
 - ② 事業計画並びに事業報告
 - ③ 役員の決定
 - ④ 規約の改定
 - ⑤ その他重要な事項
- 第21条 支部長会、評議員会は、重要事項を審議する。
- 第22条 評議員会は2分の1以上の同意を得て、会長に対し評議員会の開催を請求することができる。
- 第23条 理事会は本会の規定した事項および役員総会より委任された事項を審議、執行する。専門委員 長会は会長の諮問に応じる。
- 第24条 本連盟の会議はすべて構成員の2分の1 (委任状を含む) の出席によって成立する。
- 第25条 本連盟の会議は出席者(委任状を含む)の過半数をもって決定する。

第七章 会 計

- 第26条 本連盟の経理は次に掲げるものをもって充当する。
 - ① 各支部の負担金
 - ② 補助金
 - ③ 寄付金
 - ④ その他
- 第27条 負担金の拠出方法については役員総会において決定する。
- 第28条 負担金の納入は毎年6月30日までに本連盟会計係に納入するものとする。
- 第29条 本連盟の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

付 則

昭和25年6月 1日制定令和 7年2月27日改定

三重県中学校体育連盟運営細則

第 1 条 三重県中学校体育連盟規約第4条に定める各支部の詳細は、次の通りとする。

- 桑名市・桑名郡・いなべ市・員弁郡 桑員支部

三泗支部 - 四日市市・三重郡 鈴亀支部 一 鈴鹿市・亀山市

- 津市 津支部

松阪多気支部 - 松阪市・多気郡 伊勢度会支部 - 伊勢市・度会郡 鳥羽志摩支部 - 鳥羽市・志摩市 伊賀支部 - 伊賀市・名張市 尾北支部 - 尾鷲市・北牟婁郡 熊野市・南牟婁郡 熊南支部

- 第 2 条 三重県中学校体育連盟規約第5条については、次の通り定める。
 - 1 総務部
 - (1) 総務部は本連盟の本部であり、理事長・常務理事・理事をもって構成する。
 - (2) 総務部の担当する任務は次のとおりである。
 - (1) 常務の処理 (2) 各支部間の連絡通報調整
 - ③ 教育委員会、スポーツ関係諸団体およびその他関係団体との交渉
 - ④ 特に会長の指示による庶務の処理
 - 2 専門部
 - (1) 専門部には次の各専門委員会をおく。

陸上競技 水泳競技 バスケットボール サッカー ハンドボール 軟式野球 体操競技 新体操 バレーボール ソフトテニス 卓球 バドミントン ソフトボール 柔道 剣道 相撲 テニス

- 専門委員会は、各支部から1名ずつ推薦された専門委員をもって構成する。 (2)
- 各専門委員会に、委員の互選による委員長をおく。又副委員長を置くこともできる。 (3)
- (4) 専門部は総務部と緊密な連携を保ちながら次の事項を行う。
 - ① 大会運営および予算の執行 ② ルールその他専門的研究
 - ③ その他
- 3 研 究 部
 - (1) 研究部員は、各支部から1名ずつ選出する。
 - (2) 研究部は総務部と緊密な連携を保ちながら次の事業を行う。
 - ① 研究推進の計画および実施 ② 研究成果の集約および発表

- ③ その他
- (3) 研究部の部長は、常務理事のうち1名が兼任する。
- 第 3 条 三重県中学校体育連盟規約第26条の支部の負担金については、生徒一人あたり270円と する。なお、全国中学校体育大会を県内で開催する年度については、別途協議する。

(令和2年2月21日 制定) (令和7年2月27日 改定)

特別委員会設置規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、三重県中学校体育連盟規約第 6 条に基づき、理事会が必要と認めた特別委員会の設置に関する事項について定める。

(委員会の構成)

- 第 2 条 特別委員会の構成は以下のとおりとする。
 - (1) 会長
 - (2) 支部長 若干名
 - (3) 専門委員長 若干名
 - (4) 支部理事 若干名
 - (5) 理事長
 - (6) その他必要と認められる者

(委員会の開催)

第 3 条 特別委員会は必要に応じて会長が招集する。

(委員会の役割)

第 4 条 設置された特別委員会は、委員会に置いて協議された内容は、役員総会・評議員会及び理事会において提案されるものとする。

附則

令和7年2月27日制定